

～鍵番号のぞき見事件事例～

同署は昨年9月、滋賀県草津市の女性(21)宅に侵入したとして、大学生の男(21)を住宅侵入容疑で逮捕した。男は女性と同じ飲食店でアルバイトしており、女性の家の鍵を盗み見て、その番号とメーカーを基に注文サイトから合鍵を発注。2022年6月と7月に合鍵を使って女性宅に侵入したとされる。同署は昨年12月13日、合鍵を不正入手するためにサイトで正規の注文を装ったなどとして、私電磁的記録不正作出・同供用容疑でも男を書類送検した。女性は被害に気付いておらず、男は調べに対し、「仲間から合鍵を作るサイトを教えてもらった。女性の下着を撮影したくて入った」と供述いたという。

(2024年読売新聞オンライン)

「インターネットで方法を知った」。マンションの共用部分に侵入したとして、8月下旬に邸宅侵入の疑いで福岡県警春日署に摘発された会社員の男(22)は容疑を認め、こう供述した。男は6月4日夜、マンション管理会社の社員をかたり、住人の女子大生(19)の部屋を訪れ、「鍵を交換するので鍵番号を見せてください」などとうそをついて番号を聞き出した。さらに7月7日にも、別の女子大生(21)から同様の手口で鍵番号を入手した。男は実名を使ってインターネット上で合鍵を注文し、自宅で受け取っていた。同署の調べに対し、「女性の部屋を見たかった」などと供述したが、実際に女子大生の部屋に侵入した形跡は確認されなかった。

(2023年読売新聞オンライン)

9月には県警東署が、同僚女性(24)宅に合鍵を使って入り、脱衣所に小型カメラを設置したとして、会社員の男(33)を住居侵入と県迷惑行為防止条例違反の疑いで逮捕し、その後起訴された。捜査関係者によると、男は「女性とキーホルダーの話題になり、女性が出した鍵の番号やメーカーを見て記憶した」と供述しているという。

(2023年読売新聞オンライン)

5月4日、北海道東部に位置する釧路町のアパートの一室で、小学校教諭の女性(当時39)が遺体で見つかった。道警は元交際相手の男(37)を殺人容疑で逮捕した(殺人などの罪で起訴)。捜査関係者によると、男は「合鍵を使って被害者宅に侵入した。合鍵は交際中に無断で鍵の写真を撮り、ネットで鍵番号を入力して、注文した」と供述したという。

(2023年読売新聞オンライン)

2016年に松山市の女子大学生宅に侵入したとして逮捕された40代男は、不動産管理会社員を装い学生に鍵を提示させ、鍵番号をメモしてネットで合鍵を注文していた。

(2023年読売新聞オンライン)